

令和4年10月1日から

紹介状なしの負担金が変わりました

一般病床 200 床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診する場合に、診療料とは別に初診・再診時の負担金（選定療養費）の徴収が義務付けられています。

令和4年度の診療報酬改定により、料金改定されましたので、お知らせいたします。

初診時 選定療養費

- ・他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合
- ・前回受診から1年以上経過し、その診療科に予約がない場合

令和4年9月30日まで

医科 5,500円(税込)

歯科 3,300円(税込)



令和4年10月1日から

7,700 円(税込)

5,500 円(税込)

.....

再診時 選定療養費

- ・病状が安定しているため、もしくは当院担当医の判断により他の医療機関へ紹介を申し出た後も、当院での診療をご希望し受診された場合

令和4年9月30日まで

医科 2,750円(税込)

歯科 1,650円(税込)



令和4年10月1日から

3,300円(税込)

2,090円(税込)

〈ご負担の対象とならない場合〉

- 救急の患者
(軽微な疾患は除く)
 - 国や地方公共団体の公費医療負担制度の受給対象者
(乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は除く)
 - 1年以内に同じ診療科を受診している患者
(別の診療科を受診する場合は原則選定療養費の対象になります)
 - 特定健康診査・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
 - 外来から継続して入院した患者
 - 労働災害・公務災害・交通事故・予防接種などの自費診療の患者
- など

初診の際は「かかりつけ医」などの医療機関からの紹介状をご持参いただきますようお願い申し上げます。